

**市有地の貸付けに係る制限付一般競争入札
質疑に対する回答**

令和 7 年 9 月 10 日現在

番号	質疑	回答
1	自己使用メインで建築を行うが、建物の一部を他業種へ賃貸することは可能か。 また、同業種や事業運営に必要な他者への賃貸の場合はどうか。	貸付地に借受人が建築する建物について、借受人自身が使用することを要件とはしていません（ただし、建物の所有は借受人であることが原則です。）。 建物の賃貸を予定している場合は、入札参加申込書及び使用計画書等にて、その旨を記載してください。 ただし、建物の賃貸先の用途については、実施要領「3 禁止用途に掲げる用途」に供することは認めません。
2	貸付期間について、ホームページ上では 40 年までとなっているが、40 年を超えての貸し付けは検討可能か。	貸付期間については、実施要領に記載のとおり、上限が 40 年までとなります。 なお、実施要領において契約期間終了時において、双方に合意がある場合は再契約を締結すると記載しておりますが、再契約を保証しているものではなく、契約終了時点において判断することとなります。
3	入札参加申込書を提出したが、入札書の提出を辞退した場合に、ペナルティ等は発生するか。	入札書の提出を辞退した場合におけるペナルティは、ありません。
4	提出書類（カ）納税証明書は直近 1 年分でよいか。	提出書類（カ）は、年度等の期間指定がない書類となっております。 ついては、入札参加申込書の提出日から 3 月以内に発行された納税証明書を提出してください。

5	入札参加者、資格審査合格者の数は開示されるか。	入札参加者等について、開札日以前に公表することはありません。 開札時に入札参加者数を発表することとなります。
---	-------------------------	--